



SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 24日 木曜日

午後、AWG-KP閉会プレナリーが開催された。AWG-LCA閉会プレナリーは夜に行われた。

AWG-KP

AWG-KP閉会プレナリーで、AWG-KP議長のDioufは、AWG-KPコンタクトグループの議論で実質的な問題の理解が進んだと指摘した。同議長は、更なる審議が必要な問題として、QELROsに関する情報、AAUsの繰越、第2約束期間の長さなど京都議定書の改定案などを指摘した。第2約束期間に関係する問題など法律および手順上の問題に関する非公式協議に関し、同議長は、各締約国の立場がより明確になったとし、ドーハの成功を推進するためのオプションも明確になったと強調する一方、「大量の (a large amount)」作業が残っていると指摘した。

AWG-KP議長のDioufは、AWG-KP 17を中断し、次回の会合で再開するよう提案し、これによりAWG-KPは現在の作業構成書の下で速やかに作業を進めることができると述べた。同議長は、ドーハの前の追加会合には広範な支持があると指摘し、追加会合は資金次第であると説明した。

閉会ステートメント：スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、特に次の点を強調した：第2約束期間の法律上の立場を交渉することはできない；野心が低いレベルで固定されるのを防ぐには5年間の約束期間が必要である；全ての附属書 I 締約国が QELROsに関する適切な情報あるいは何らかの情報を提出しているわけではない。同代表は、ユニットの繰越に関するアフリカグループの提案を強調し、この提案は達成過剰の場合に「公平な報酬 (fair reward)」を与え、環境十全性を保持し、特別なニーズのある諸国にも適合できる柔軟性があると述べた。また同代表は、適応基金資本化のためのAAUの貨幣価値化を指摘した。

韓国は環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、第2約束期間の運用を開始するとの観点から、ドーハでは議定書改定案を採択するとの約束を強調した。同代表は特に次の点を強調した：第2約束期間の長さは8年とすべきである；野心度引き上げのための中間レビューはIPCCの科学的な提案の中で行われるべきである；環境十全性のある形での繰越の処理で合意する必要がある。

ナウルはAOSISの立場で発言し、京都ユニット余剰分に対応する必要があると指摘し、この問題での前進を図るAOSISおよび他の国の提案に注目した。同代表は、5年間の約束期間における明確で無条件、単一の数値のQELROsを求め、条約の下での全ての新しい市場メカニズムのユニットは環境十全性を綿密に検査した上で、京都の算定枠組内においてのみ利用可能にするよう求めた。同代表は、ドーハで採択される議定書改定案は2013年1月1日以降、その発効を待つ間は、改定案を暫定的に適用する期間中、締約国を法的に拘束すべきであると強調した。

EUは、規則、制度、メカニズムの継続性と移行の重要性を強調した。同代表は、第2約束期間の長さに関し合意がないことを嘆き、8年の期間とすることへの支持を繰り返した。同代表は他の附属書 B 締約国でQELROsに関する情報を提供していない諸国に対し、提供するよう求めた。同代表は、単独の世界的かつ包括的な法的拘束力のある合意に向け、全ての路線を横断する進展の一環として、ドーハで第2約束期間の最終段階を踏むべく「ダーバンの建設的な精神 (the Durban constructive spirit)」を求めた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、附属書 I 締約国でQELROsを提出していない諸国に対し提出するよう促した。同代表は次の項目への支持を表明した：現在の8年間期間に対する低い野心度での固定を避けるため5カ年の約束期間とする；AAUsの繰越にはキャップを設ける；第2約束期間に関する議定書改定案を暫定的に適用する。同代表は次の項目を求めた：「船を乗り換え (jump ship)」ようとする締約国による「混乱 (distractions)」の回避；条件性の排除；継続性の進展。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2013年1月1日から開始される第2約束期間のスムーズな運用を確保し、2013年以降の柔軟性メカニズムのスムーズな移行を保証するよう求めた。同代表は、2015年までに全ての締約国を対象とする新しい包括的な合意について交渉するとのダーバンでの「打開 (breakthrough)」を歓迎し、ダーバンの成果を確保する上での京都議定書の役割を認識した。同代表は、第2約束期間のみでは「危険な気候変動の回避を助けることはできない」と強調し、「これは大きな絵の一部に過ぎない」と強調した。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、重要問題、特に京都議定書の第2約束期間に関する交渉のペースに失望感を表明した。同代表は、過去の責任を強調し、特に次のように述べた：排出削減は主に先進国の責任である；AWG-KPでの交渉は他の交渉と分離されるべきだ；柔軟性メカニズムは、議定書の第2約束期間での約束をする締約国のみを利するものにすべきだ。

エクアドルはALBAの立場で発言し、野心的な排出削減達成の法的義務が満たされていないことに懸念を表明した。同代表は、先進国の野心レベルは不十分であると述べた。同代表は、ドーハ・パッケージの中心

的な要素は、京都議定書での義務を果たさなかった諸国に対する法的手続きであるべきだと主張した。同代表は、ADPがAWG-KPの下での進展を妨げることがあってはならないと強調した。

シェラレオネは熱帯雨林諸国連合のメンバーのうち数カ国を代表して発言し、5年間の約束期間であれば新しい科学的な知見を考慮に入れやすくなるとして、5年間約束期間を希望すると表明し、環境十全性を確保する明確な規則が必要だと強調した。同代表は、新しい市場メカニズムのユニットに関するAWG-KPとAWG-LCA間のリンクを強調した。同代表は、新しい市場メカニズムでのREDD+の役割を強調し、公共資金および民間資金、野心的な附属書 Iの約束を強調した。

ホンジュラスはSICAの立場で発言し、議定書の下での第2約束期間での遅れに「深刻な懸念 (deep concern)」を表明し、速やかな進展が必要だと強調した。同代表は5年間の約束期間を支持すると表明した。

AWG-KP議長のDioufは参加者に感謝し、午後5時58分、AWG-KP 17の中断を宣言した。

AWG-LCA

AWG-LCA閉会プレナリーは、木曜日の夜に行われた。第3項目 (COP 18向けの合意された包括的かつバランスの取れた成果の作成)、第4項 (レビュー)、第5項目 (その他の問題) に関し、AWG-LCA議長のTayebは、AWG-LCA会合で5つのワークショップが開催されたと報告した。同議長は、AWG-LCAコンタクトグループでの議論を紹介し、締約国が相互の意見の理解を進める上で有用だったと述べた。AWG-LCA議長のTayebは、コンタクトグループで議論された問題に関する口頭での報告および概要の紹介は、オンラインで利用可能であり、今後の議論にも用いられるが、公式な立場を与えられているわけではないと説明した。締約国は、AWG-LCAが次回会合で作業を再開できるようにこの会合を中断することで合意した。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、ドーハでのAWG-LCAの成果はバリ行動計画およびカンクンやダーバンでの決定書に沿うものとする必要があると強調した。同代表は、特に適応および技術に関する更なる進展を求め、AWG-LCAが義務を果たせるようにすべく、バンコクでの交渉会合を追加するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2007年以降、AWG-LCAでの義務を果たし、締約国間の信頼を築くため、全ての締約国、適応枠組み、グリーン気候基金 (GCF) での透明性の必要条件を設置するなど、努力をしてきたと強調した。同代表は、AWG-LCAにはCOP 17までに特定の活動を終了させる義務があったと述べ、ドーハ会合後は、技術的な考察が必要な問題は常設の補助機関で議論することを提案した。

EUは、ダーバンで委ねられたことの前進を図るというボン会合の課題を強調し、この点であまり進展がないことを嘆いた。同代表は、バリ行動計画の一部の項目は更なる審議を必要としない可能性がある」と指

摘し、そうかといってこれらの項目の重要性が低いわけではないと述べた。同代表は、問題の審議を再開しようとする試みに懸念を表明し、そのようなことはAWG-LCAの成功裏の終了という目標を妨げる可能性があるとして述べた。同代表は、AWG-LCAからADPへの問題の「自動的な (automatically)」移行に警告し、ダーバンおよびカンクンでの決定を考慮に入れ、効果の高い方法で作業することを支持した。

スイスはEIGの立場で発言し、AWG-LCAはカンクンおよびダーバンでの決定後、バリ行動計画でのマンドートを達成しようとしていると強調した。同代表は、ドーハでAWG-LCAが結論を出すのに成功することを求め、特定の課題については、補助機関および関連の制度に送るよう提案した。同代表は、AWG-LCAはブレッジの明確化や、NAMAsの多様性、レビュー、REDD+に対する理解などダーバン・パッケージの一部を実現しなければならないと指摘した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、AWG-LCAに対し、適応、資金、対応措置、技術移転、共有ビジョンに関し、十分審議をするよう求めた。適応に関し、同代表は、資金援助や技術支援の規模を拡大する必要があると強調し、LDCsおよび脆弱な途上国のためのNAPsを含める必要があると強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、共通の算定規則に関するワークショップをバンコック会合の中で開催するよう提案し、この会合は完全な交渉会合にしなければならぬと指摘した。また同代表は、途上国のNAMAsの多様性に関するワークショップ開催も提案し、AWG-LCAは2013年以後の資金供与の議論も開始する必要があると強調した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、途上国のニーズに基づく資金供与規模に関するスピノフグループを提案した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ドーハ会合の前に交渉会合を追加し、AWG-LCAが明確な合意を出せるようにする必要があると指摘し、特定の結果の必要性を強調した。同代表は、途上国に対する気候変動の脅威についてのワークショップを提案した。

キューバはALBAの立場で発言し、AWG-LCAの作業を適切な形で終了させるよう求め、バリロードマップへの支持を強調した。

シェラレオネは熱帯雨林諸国連合のメンバー数カ国の立場で発言し、ドーハまでに実施可能なREDD+メカニズムが必要だと強調し、GCFの中に専用の窓口を設けることなど、資金供与に関し議論するよう求めた。

タジキスタンは山岳内陸 (MOUNTAINOUS LANDLOCKED) 途上国の立場で発言し、長期資金の重要性を強調し、全ての途上国への援助の供与を強調し、一部を排するような文章は自分たちのグループには受け入れられないと述べた。



フィリピンは36の途上国を代表して発言し、共通するが差異のある責任および衡平性など条約の原則を強調した。同代表は、AWG-LCAでの未解決の問題を強調し、バリ行動計画のマンデートの全要素で合意成果を確保しないうちに、ドーハ会合において、AWG-LCA結論書に関し拙速な合意をすることに警告を発した。

AWG-LCAは、当会合の報告書 (FCCC/AWGLCA/2012/L.2)を採択した。AWG-LCA議長のTayebは、COP 18で合意に達すべき成果について考え始める必要があると強調した。同議長は午後11時59分、AWG-LCA 15の中断を宣言した。

廊下にて

木曜日もADPを「行き詰まり (deadlock)」から抜け出るための努力が続けられた。COP 17議長は、投票の前例を作ることを躊躇している締約国と共に、ADP議長のアレンジに関する協議を再開した。ADP議題書での合意を得るための最後のものがきとなる努力もなされた。ADP プレナリーは、本来この夜に予定されていたが、結局、夜に入ってもADPを巡る非公式協議が続く中、会議のスケジュールから消されてしまった。

午後9時過ぎ、ほっとした顔の参加者のグループが協議から出てきて、ADP議題書では合意に達せたと報告した。その直後、ADPの議長のアレンジについても合意に達したとの噂が流れた。

他方、AWG-LCAの閉会プレナリーは、プレナリーホールでの緩和ワークショップに関する「短時間の (brief)」非公式協議が終わるのを待ち、午後10時半過ぎまで遅れた。

明らかに疲れ顔の参加者の多くは、金曜日のADP、SBI、SBSTA閉会プレナリーを前に少し休める機会があるのを歓迎したが、一部のものは、この遅れによって、ADPで「苦勞して勝ち取った (hard-won)」合意が、「ほころぶ (unravel)」ことがないように希望すると表明した。

ENB サマリーおよび分析：ボンでの気候変動会議に関する *Earth Negotiations Bulletin* のサマリーと分析は2012年5月28日月曜日、下記URLで閲覧可能となる：

<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

GISPRI仮訳